

# 裁 決 書

審査請求人

処分庁

審査請求に係る処分

横浜市●●福祉保健センター長

平成28年3月17日付け生活保護申請却下処分

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成28年5月2日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する法及び関係通知は、審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

## 主 文

本件審査請求に係る横浜市●●福祉保健センター長が行った生活保護申請却下処分については、これを取り消す。

## 理 由

### 1 事 実

審査請求人●●●●（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書及び反論書並びに横浜市●●福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成●●年●●月●●日を実施年月日として、処分庁は請求人に対し、法に基づく保護を開始したこと。
- (2) 同年12月25日、処分庁は、請求人宅に女性がいることを確認したこと。その際、請求人は処分庁に対し、女性は21歳で、請求人と交際することになるであろうと説明したこと。これに対し処分庁は、請求人に対し、

生活が混同しないよう注意喚起したこと。

- (3) 平成27年5月28日、処分庁に、請求人、請求人の知人とともに、請求人の婚約者とするAが来庁したこと。
- (4) 同年6月2日、処分庁は、請求人とともに来庁したA（平成11年6月26日生）が、16歳の高校生であること、交際についてはAの両親が認めていること、Aが実家に住んでおり、高等学校（以下「高校」という。）には休まず通学していること、将来は結婚を考えていることを、請求人から確認したこと。その際、処分庁は、同居の事実の有無についても確認したが、請求人及びAはこれを否定したこと。
- (5) 同年7月6日、処分庁は、請求人より、Aが現在高校を休み、精神科に母親と通院していること、昼間、請求人宅に来ることはあるが、泊まることはないことを確認したこと。
- (6) 同年8月13日、処分庁は、請求人宅にAが在室していることを確認したこと。その際処分庁は、請求人とAに対して、再度同居の事実の有無を確認したが、請求人及びAともに、「絶対同居していない」と否定したこと。これを受け処分庁は、請求人及びAに、生活費の混同がないよう注意を促し、請求人らの了解を得たこと。
- (7) 同年10月1日、処分庁は、請求人から、Aが妊娠している可能性があることと報告を受けたこと。これに対し処分庁は、検査の結果を報告するよう請求人に求めたこと。
- (8) 同年11月4日、請求人は、処分庁に、検査の結果、Aが妊娠していたこと、病院に分娩予約を入れたが、Aの両親から猛反対にあい、中絶に同意し、Aは同月2日に中絶手術を受けたことについて報告をしたこと。
- (9) 平成28年2月8日、請求人は、処分庁に対し、Aと入籍した旨を報告したこと。
- (10) 同月19日、請求人は、「平成27年12月24日にAと婚姻し入籍いたしました」と記載した異動届を処分庁に提出したこと。処分庁は請求人及びA（以下「請求人ら」という。）より、婚姻届の同意欄にAの両親に記入し、郵送してもらい提出したことを聴取したこと。また、請求人らより、保護申請の意思表示があったため、処分庁は、請求人世帯へのAの転入についての保護申請書を受理したこと（以下「本件申請」という。）。その際、処分庁が請求人らに、保護の取扱いについて説明したところ、Aから住民票も請求人宅の住所に変更しており、実家に戻る気持ちはない、今後、請

求人と生活をしていくとの意思が示されたこと。

- (11) 同月23日、処分庁は、Aの母から連絡があり、婚姻届の保護者同意欄にサインはしていないこと、婚姻を取り消したところで、再度同じことをすると思い、弁護士にはまだ相談していないことを聴取し、また、扶養の意思等を確認したところ、Aの母からは、Aを引き取り、扶養していく旨の意思表示があったこと。
- (12) 同日、処分庁は、請求人らに対し、Aの母からAを引き取り扶養する意思があること、親族の扶養が保護よりも優先されることについて説明し、扶養を受けることについて、両親に相談するよう助言したこと。
- (13) 同日、処分庁は、両親はAが2歳の時に離婚し別世帯である、Aの親権は母が持つとのAからの申し出に基づき、Aの父及び母各々あてに扶養照会を実施したこと。
- (14) 同月26日、処分庁は、請求人から電話があり、婚姻届については、請求人、Aともに、Aの母と郵送でやりとりしてAの母の署名をもらったとしていたが、実際はAの友人が記入したものであり、Aは母に事情を説明して理解してもらいたいが、母が電話に出ず困っている旨を聴取したこと。
- (15) 同年3月1日、処分庁は、Aの父及び母からの扶養届を受理したこと。父の扶養届には、Aとは月5回程の電話交流があること、月1回程度の訪問があること、共済年金等扶養可能な収入があり、平成28年3月から引き取って扶養する意思があること、生活保護を必要としない旨、結婚を認めない旨の記載があったこと。母の扶養届には、Aから月1回程度の手紙があること、現在、母からはAに連絡していないが、平成28年2月から（今すぐにも）引き取って扶養する意思があること、婚姻届に同意しておらず、有印公文書偽造により提出されたものとして弁護士に相談中であるとの記載があったこと。
- (16) 同日、処分庁は、Aの父に電話したところ、父から、父母ともに扶養する意思があり、経済的にも困っていないこと、保護を適用する必要はないとの申し出を受けたこと。
- (17) 同月3日、処分庁はAの母より、これまで何度も家に戻るよう説得してきた経過があり、父及び母ともにすぐに引き取り扶養していく意向があること、及び、母はこれまでの経過から感情的な問題もあり一時的に連絡を控えているが、自営業を営んでおり、扶養援助が十分可能な経済状況であるため、保護を受ける必要はないとの申し出を受けたこと。また、婚姻の

取消しについて弁護士に相談しており、今後手続を進めていく旨を聴取したこと。

- (18) 同月9日、処分庁は、本件申請の取扱いについて諮るためケース診断会議を開催したところ、法的な解釈を踏まえた判断が必要であるため、弁護士に相談する方針としたこと。
- (19) 同月10日、処分庁はAの父及び母より、各々扶養する意思があり、婚姻の取消手続を進める意向があることを確認したこと。
- (20) 同月16日、処分庁は、弁護士からの助言を踏まえ、再度ケース診断会議を開催し、本件申請を却下することとしたこと。
- (21) 同月17日、処分庁は、本件申請の却下決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったこと。なお、本件処分における保護申請却下決定通知書には、却下の理由として、「扶養義務者に扶養の意思があり、生活保護法第4条第1項の要件を欠くため。生活保護法第4条 保護は、生活に困窮するものがその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と記載されていること。
- (22) 同年5月2日、請求人は、本件処分を不服として、本件審査請求を提起したこと。

## 2 請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し、平成28年3月17日付けで行った本件処分の取消し及び保護の再申請を求めるものである。その理由は概ね以下のとおりと解される。

- (1) 扶養の義務について、保護は原則的に世帯単位で行われる。住まいを一緒にしていない家族にも確かに「扶養の義務」があるが、今のところそれは絶対的な義務ではなく、「①金銭的な支援が期待できない場合」、「②特別な事情がある場合」には親族的には関係なく保護が受けられるとされている。
- (2) 原則的に、保護の申請をすると、調査の一環で「扶養照会」がされるが、①明らかに扶養してもらうことが期待できない場合、②特別な事情として、DV（家庭内暴力）などにより、親族に今の居所が知られてはいけない状況にある場合など、福祉事務所が行う親族への扶養照会を拒んだり、居住地を知らせないようにする事が出来るとされている。

(3) Aには離れて暮らしている親族がいる。この親族に扶養出来るかどうか問い合わせる扶養照会がなされたが、この扶養照会は扶養出来るかどうかの意思を訊ねるだけのものであって、扶養支援が約束されたものではなく、今までに扶養義務者より一度も扶養支援を受けた事はない。

①Aの親族には扶養能力はあるが、金銭的支援を求められない関係である。Aの扶養義務者は、もとより扶養支援を一切しない旨の発言をしている。

②特別な事情として、金銭的支援を求めたくない状況である。Aは過去に受けた虐待(DV)などを受けてきた家族を頼りたくない。そのため請求人は、もとより扶養支援は一切受けておらず、今後も扶養義務者からの金銭的支援は一切受けないものである。

(4) 上記(3)の「この扶養照会は扶養出来るかどうかの意思を訊ねるだけのものであって、扶養支援が約束されたものではなく」について処分庁は否認するが、可能性の確認及び、訪問・連絡等の精神的支援についてまでも確認止まりである。それでは、扶養の履行が約束されていない不確実性のものであるとの請求人の主張を、処分庁自らが認め、それを証明しているものである。ちなみに、請求人らは、婚姻生活後既に7ヶ月になろうとしているが、経済的援助どころか、訪問・連絡等の精神的支援など全く受けていない。むしろ未だにこうして、精神的圧迫を受け孤立無援の状態に、二人助け合って生活を維持しているものである。

(5) 上記(3)の「今までに扶養義務者より一度も扶養支援を受けた事はない。」という点について、処分庁は「少なくとも中絶手術までは扶養されていた事を確認している事による。」と否認するが、これは保護申請日以前の事であり、本件審査請求の期日とは関係がない。そもそも請求人が保護の申請を求めている期間は、二人が同居生活を始め婚姻届を提出した後の、平成28年2月19日以降の支援を求めているものであって、中絶手術が行われた平成27年11月2日以前の扶養関係を確認される事自体、意味不明である。

(6) 上記(3)の「Aの親族には扶養能力はあるが、金銭的支援を求められない関係である」と請求人が主張する点について処分庁は否認するが、父母からの扶養届に記載された父母の意見のみをもって、二人の離婚が前提条件であることを知りながら、二人が離婚の意思がない限り履行されない援助であるなら、極めて可能性の低い扶養意思である。また、処分庁は、扶養届等により、Aが父とは定期的交流があることを確認していることに

ついて、これは請求人の申告によるもので、交流といっても病気見舞い程度で、家に帰ってくるまで一切援助をしないと父親からはっきり言われたそうである。

(7) Aは幼少の頃より家族から虐待を受けながら育てられ、実家に私の居場所はないと荒んだ生活をしていたところに、今の夫との出会い、そして子どもを身ごもり、二人で出産する予定で母子手帳をもらい、妊婦健診を受け、分娩手術の予約を取っていた。

(8) 平成27年11月2日、(Aの) 母親から強引に、本人等の承諾なしに中絶手術をさせられたことで、生きる望みを失ったとリストカットなど自殺行為に及び、精神疾患を患い、治療のため精神科病院に通院している。

(9) この点について、処分庁は否認するが、

①精神科病院にAの母が付き添って通院したのは1回だけで、その後は通院を休んでいたが、Aは妊娠を境に精神的な安定が見られていたのが周りから見て明らかだったのは、それがAの生き甲斐に感じ取られていたものと推測する。

②それを強制的手術を強いられ、Aの精神的打撃は恐らく生涯トラウマとして残る程の打撃だったと思われ、「生きる望みを無くした」とリストカットで自傷行為を繰り返し、手が付けられない状態に、精神科病院に請求人が同行し、通院を再開することとなったのである。

(10) Aは、(Aの) 母親から無理やり中絶手術をさせられた事件以降、心身共に病んでしまい、学校を辞めて、仕事先も退職して実家から逃げ出し、一緒に暮らすようになった。

(11) 平成27年11月頃、母親から、「二人が付き合い続けるなら、家を出て行き自分で仕事をして稼いで好きにきなさい。今後一切の面倒は見ない。」と言われた。これは母親の扶養義務の放棄と言える。母親は携帯電話を着信拒否しており、家を出て以来連絡が取れず、話し合いにも応じないため、平成28年4月21日付けで母宛に扶養意思の有無を確認する旨の手紙を送った。

(12) Aが病院に通うための保険証を、(Aの) 母親が貸してもらえず病院にかかれなかったため、国民健康保険証の取得など不都合解消のために、二人は平成27年12月24日に入籍することとした。

(13) 平成28年2月19日に保険証を作成する事が保護申請の機会となったが、扶養義務者に扶養照会した内容は、Aを扶養する意志があるとの回答

が保護申請の却下決定の理由となった。

- (14) 平成28年4月26日、父親宅に訪問し、父から「いつでも家に帰ってきてよいが、生活費に代わるお金は渡さない。」と言われたので、私(A)を扶養してくれると回答したことについて、それは無しなのねと訊ねると、父は「うん。」と答えた。これは父親の扶養義務放棄の確認と言える。
- (15) 扶養義務者の以上の発言や行為により、処分庁の扶養確認への回答と実際の扶養支援の意志とは全く異なる内容であることを説明できるものであり、本件処分に係る理由は要件を満たすものではない。
- (16) 処分庁は、両親との話し合いの場を作って問題を解決するとの事だったが、その話し合いの場面は未だに持たれないまま、両親は扶養するなど回答しておきながら、現実には一度も扶養援助を受けたことはなく、今後とも実家からの援助があるとは思えない。
- (17) 上記(16)の「両親との話し合いの場を作って問題を解決するとの事だった」と請求人が主張する点について処分庁は一部否認するが、平成28年6月21日に両親との話し合いの場が持たれたことについて、

①その場面には当事者の夫である請求人は外されて、両親と処分庁の職員が5人で17歳のAを取り囲み、結婚を破棄して両親の元に帰るよう説得されていて、何も自分の意見を言える状況ではなかった。自分の意見をなかなか人に伝えられない女の子を、大人5人が取り囲み説得する様な対応は、Aの言葉をそのまま伝えると、「大人の都合を押し付けている。」と言っている。

②事実、Aは父から「今後は電話も出ないし、家にも入れない。それが嫌なら保護の申請は二度としないと約束しろ。」と言われ、その場で保護を受けないことを約束させられたと言っている。処分庁に呼びつけ、両親と処分庁職員5人でAを取り囲んで説得するような対応と、選択肢が与えられない説得になり、これは当事者個別個人への強要・強迫とも取れる行為である。

③処分庁から、今日の話の内容は請求人の私には話さないようにと口止めもされたとのことで、2回目の話し合いも予定されているらしいが、本人は行きたくないと言っている。

これは審査の公平さを欠く行為であることと、処分庁に強く抗議する。

- (18) Aの個別事情として、幼少期から虐待を受けて育ったことによるトラウマを抱え、精神科の医師に「解離性障害・境界性パーソナリティ障害」と診断され通院していたが、中絶により自殺願望を持つなどさらに強い症状にて通院治療を継続しており、そのための通院代、薬代等がかかっている

他、同月頃より、世帯の収入は夫の保護費とAの僅かなアルバイト代で賅っており、毎月二人分の生活費としては足りずに、現在生活が困窮している。

(19) この点について、処分庁は本件処分とは直接関係ないとするが、本件処分により、申請時より既に半年以上経過しており、本件処分の理由となった扶養義務は未だに履行されておらず、生活の困窮は急を要しているもので、それが本件処分との因果関係によるものであり、直接関係がないと言えるものではない。

(20) 処分庁は、扶養請求権の行使が法第4条第1項のいう「その他あらゆるもの」に該当するとして本件処分を行ったと弁明するが、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第5扶養義務の取扱いにおいて、要保護者本人の努力（手続き等）により、現実に扶養義務が履行される可能性が高いとする根拠が十分あるものとして、Aの扶養請求権を法第4条第1項の「その他あらゆるもの」とされ、それが本件処分の理由となったことについて、扶養義務者の扶養の条件として、婚姻関係を破棄してAが実家に帰るといふ、ここには記載されていない扶養義務者の絶対的な前提条件があつて、請求人及びAは婚姻関係による保護申請であることであり、Aは当初より実家に帰る意思は全くないと言っている以上、扶養義務者の扶養は履行されないものであることが確実であるため、扶養請求権はないものであるから、法第4条第1項の「その他あらゆるもの」にも該当しないため、本件処分の決定の理由とはならない。

(21) 処分庁は、「未成年者の婚姻については、父母いずれかの同意が必要であり、同意のない婚姻は取り消しうる」と弁明するが、

①民法第737条は、父母のいずれの同意が必要とされているが、同法第744条第1項が、父母の同意のない婚姻を取り消し得る事由としていない。

②処分庁は、「婚姻届の同意欄の虚偽記載について取り消し得る事由とし、父母が取消しの手続きを進めている」とする点について、民法第744条第1項は、婚姻の取消し事由について、婚姻届の同意欄の虚偽記載を取消事由とされておらず、同法が父母の同意のない未成年者の婚姻も、届出が受理されれば、有効に成立するとされる。それは、民法第744条第1項が取り消しうる事由として民法第737条を排除している事から、父母の同意のある事は婚姻の成立要件ではなく、受理要件にすぎない」（最高裁昭和30年4



月5日判)とし、それは父母の同意の要件違反は反社会性に乏しいからとしている。

③民法第743条について、婚姻は第744条から第747条の規定によらなければ、これを取消することができないとしている。

④民法第731条について、男は満18歳、女は満16歳にならないとすれば、婚姻することができないとする婚姻適齢も、二人の婚姻はその規定を満たしている。

⑤平成27年12月24日に届け出た、請求人及びAの婚姻届は正式に受理されているため、二人の婚姻は有効に成立しているものであり、父母においてもそれを取り消す権利はないものである。

⑥処分庁の取り違えた法解釈により、二人の婚姻関係を取り消し得る事由と判断し、両親の取消し手続きにより、二人の婚姻関係及び生活保持義務関係も消滅すると予測したために本件処分を下す理由としたならば、処分庁はこの間違った裁定による処分であったことを認め、速やかに処分決定を取消すべきである。

(22) 処分庁は、「扶養義務者の側に扶養の意思がある以上、感情的な理由のみによって受けられる扶養の履行を受けないということは、保護の補足性の原理に反することとなると言わざるを得ない。」と弁明するが、扶養義務者の扶養の条件として、婚姻関係を破棄してAが実家に帰るという、ここには記載されていない扶養義務者の絶対的な前提条件があつて、請求人及びAは婚姻関係による保護申請であることであり、また二人がその婚姻関係を破棄することは絶対になく、Aは当初より実家に帰る意思は全くないと言っている以上、扶養義務者の言う扶養の意思は、法で言う扶養援助とは違った形のものであるため、そのことを争点とする事態に矛盾があり、処分庁の却下理由とされる法第4条第1項の要件を欠くとの理由は、趣旨を取り違えているものといえ、申請却下の理由とするには無理がある。

(23) 処分庁は、「処分時点において、その後、現実的に扶養援助がなされた事実を確認する術はな」と弁明するが、現実的に生活に困窮しているものが申請している内容について、その判断をあくまで可能性だけで判断していることは、その内容に対する調査が不十分なものであるとしか思えず、後の事実を確認する術がないとの見解について、処分庁が決定したその裁定は、あまりに無責任であると言わざるを得ないものである。

(24) 処分庁は、「処分はその可能性をもって行うものであるため、その後の結

果をもって本件処分が不当であるとするは理由とならない。」と弁明するが、あくまで曖昧な可能性の調査内容で下した処分庁の決定について、その後の結果が曖昧な可能性が履行されなかったとしたら、その処分が不当であるとの理由にならないとの弁明は、下した裁定に間違いがあったと認める言い訳でしかない。

(25) 請求人が申し立てている審査請求は、却下理由とは内容と結果が違う事実がある。

したがって、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

### 3 処分庁の主張

以下の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(1) 扶養義務者による扶養の取扱いについて、法第4条第2項において「民法に定める扶養義務の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先しておこなわれるものとする」とされており、同条第1項「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」に定める、いわゆる「保護の要件」とは異なる位置づけで規定されている。

しかしながら、問答集の第5扶養義務の取扱いによれば、扶養請求権が、「現実に資産となっていないが、要保護者本人が努力（手続き等）することによって容易に資産となり得るもの」と判断される場合は、扶養請求権の行使が、第1項にいう「その他あらゆるもの」に含まれ、保護の要件として位置づけられるとされている。ただし、この場合、扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有しており、現実に扶養義務が履行される可能性が認められていることが「容易に資産となり得るもの」とする条件と解される。

(2) 上記の法とその取扱いに基づき、本件処分についてみると、平成28年2月19日にAより請求人の世帯への転入について申請を受け、それ以降、処分庁は、Aの父及び母に対し、扶養の能力及び扶養する意思について、前述のとおり繰り返し確認を行った。その結果、Aの父及び母ともに、扶養可能な経済状況であるとの申し出があったこと、かつ扶養する意思が明確に示されていることから、ケース診断会議を実施し、組織の判断として、父及び母に扶養する能力と扶養する意思があるものと認め、現実に扶養義務が履行される可能性が高いとする根拠が十分あるものとして、Aの扶養

請求権を法第4条第1項にいう「その他あらゆるもの」に該当するとして、本件処分を行ったものである。

(3) なお、未成年者の婚姻については、父母いずれかの同意が必要であり、同意のない婚姻は取り消しうることになるが(民法第737条、744条)、婚姻届の同意欄に虚偽の記載を行ったことをA自身が認め、父母も取り消しの手続きを行う意思を示していたことから、いずれ婚姻は取り消され、請求人とAの婚姻関係並びに生活保持義務関係も消滅することが予測できた。そして、処分庁が聞き取りに基づく調査を進めるなかで、申請に至るまでの経過から各々に感情的な問題を有していることを確認していたことから、Aに父母に相談するよう促すなど、その問題の解消に向けて調整を行ってきたものである。

(4) 仮にその時点でAと母との即座の関係修復は難しかったとしても、Aには交流のあった父からの援助を受けることについても余地が残されていたため、扶養義務者の側に扶養の意思がある以上、感情的な理由のみによって受けられる扶養の履行を受けないということは、保護の補足性の原理に反することとなると言わざるを得ない。

また、言うまでもないことだが、処分時点において、その後、現実に扶養援助がなされた事実を確認する術はなく、処分はその可能性をもって行うものであるため、その後の結果をもって本件処分が不当であるとするは理由とならない。

(5) 以上により、本件処分は何ら不当なものではない。

#### 4 判 断

本件審査請求については、以上の事実並びに請求人及び処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 法は、保護の基本原則の一つである保護の補足性について、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」(法第4条第1項)とし、扶養については、「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」(同条第2項)と規定しており、保護に優先して扶養が事実上行われることを期待しつつも、事実上扶養が行われたときにこれを被保護者の収入として取り扱うものであるとされている。これを受けて、

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第5は、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。」と示している。その上で、「扶養義務者が月々の金銭援助を申し出ている場合など、扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養をする意思があることが明らかである場合においては、扶養義務者の扶養は、要保護者本人の扶養請求権の行使（努力）によって、資産（金銭）となり得ることになる。したがって、このような場合には、扶養請求権の行使は保護の要件として位置づけられる」（問答集第1編第5前文）と示されている。

- (2) 扶養義務における感情問題について、問答集問5-9では「保護申請中の要保護者が、扶養義務者が十分に扶養能力があり、かつ扶養する意思があるにもかかわらず」、「過去に交流があったが、最近になって感情的な対立があり、扶養義務者の扶養を受けるくらいなら死んだ方がよいと申し立てる場合」や「扶養義務者の側は、近隣に居住していることもあり、本人が毎月直接お金を取りに来れば扶養すると申し立てているが、本人は、「金をもらいに行けばいろいろと説教されるので絶対に嫌だ」と拒否している場合」等の例に対し、「いずれの場合も扶養義務者の側に扶養の意思がある以上、これを拒むことは認められるものではなく、（中略）説明・説得を十分に行っても、なお要保護者本人が扶養を受けることを拒むようであれば、法第4条第1項の要件を欠くものとして保護申請を却下すべきである。」と示されている。
- (3) 未成年者の婚姻について、民法第737条第1項において「未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。」と規定されている。
- (4) 婚姻の取消について、民法第743条では「婚姻は、次条から第747条までの規定によらなければ、取り消すことができない。」とし、同法第744条では不適法な婚姻の取消しについて、「第731条から第736条までの規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は検察官から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。（後略）」としているから、父母の同意を欠く未成年者の婚姻（同法第737条）はこれを取り消すことができない。
- (5) これを本件処分についてみると、事実(15)のとおり、処分庁は、本件

申請に基づく調査において、請求人とAが婚姻状態にあるものの、Aの扶養義務者であるAの両親からAに対する扶養の能力及び引き取って扶養する意思があることを確認し、事実(17)及び(19)のとおり、Aの父母が請求人とAの婚姻の取消手続を進める意向があることから、いずれ婚姻は取り消される状態であることを前提に、事実(18)及び(20)のとおりケース診断会議に諮り組織的な検討を行った上で、問答集問5-9を踏まえ、扶養義務者の扶養の意思及び能力があるにも関わらず、Aが扶養を受けることを拒むことは認められないため、法第4条第1項の要件を欠くものとして本件処分を行ったことが認められる。

(6) ここで、処分庁が、請求人とAの婚姻がいずれ取り消されるという判断を前提にしているところ、上記(3)及び(4)で述べたとおり、父母の同意を欠いていても請求人とAの婚姻は取り消すことができないため、処分庁の判断は前提を欠いており、是認できない。

(7) 事実(15)のとおり、Aの父母は、各々の扶養届等から、扶養能力があり、かつ扶養の意思があることが認められるものの、いずれも引き取って扶養する意思を示していること及び、請求人とAの婚姻取消し手続を進める意向であることを鑑みると、Aの父母の扶養義務の履行は、あくまでAが請求人と婚姻状態を解消し、父又は母の元に身を寄せることを前提とした趣旨であり、Aが婚姻状態を継続したままでの扶養意思が示されているとは言えないと解するのが相当である。

(8) 他方、事実(10)のとおりAは婚姻状態を解消して実家に戻る意思がない以上、Aの父母による扶養は、Aの努力(手続等)によって容易に資産となり得るものとは判断できず、本件において、扶養請求権の行使を保護の要件とすることはできず、かかる事情をもって、本件申請が法第4条第1項の要件を欠くとは言えない。

(9) 以上のことから、処分庁が、扶養義務者に扶養の意思があり、法第4条第1項の要件を欠くことを理由とした本件処分は、違法である。

よって、本件処分を取り消すべきとする請求人の主張には理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年3月22日

神奈川県知事 黒岩

祐治

